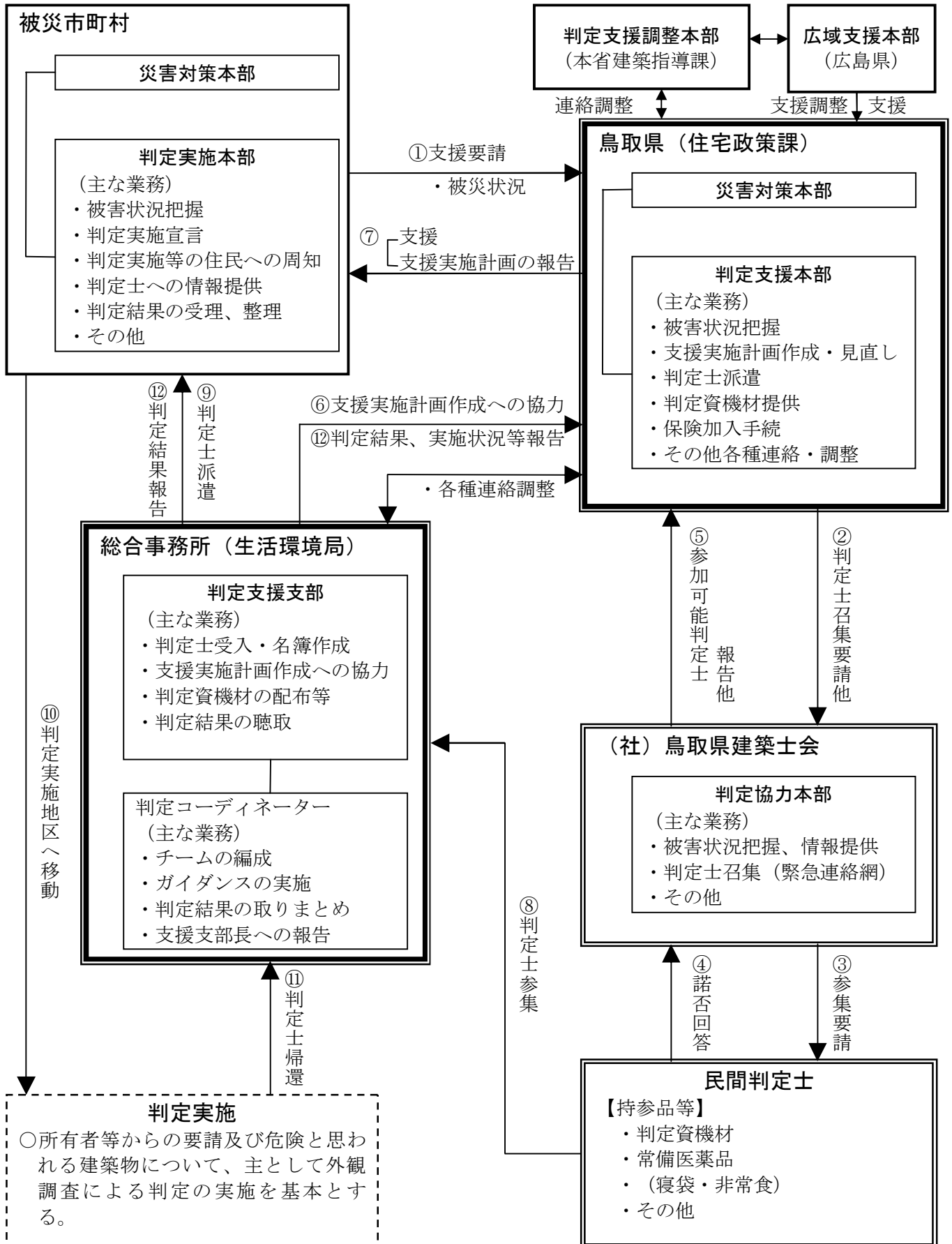


地震被災建築物 応急危険度判定実施体制概念図



鳥取県建築物防災・復旧対策協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、県、市町村及び建築関係団体が相互に連携を図りながら、相互支援等に関して事前に調整を行い、防災・復旧実施体制の整備を行うことにより、県民生活の安全に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (2) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (3) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (4) り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。
- (5) 防災関連部局との連絡及び調整に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、県、市町村及び会の目的に賛同し、会の承認を得て入会した県内建築関係団体の別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、委員以外の者であって、議事の内容に関係のあるものを会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び構成員等の選任は、会長がこれを行う。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、鳥取県生活環境部住宅政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月2日から施行する。

別表

区 分	委 員	区 分	委 員
鳥 取 市	建築指導課長	社団法人鳥取県建築士会	会 長
倉 吉 市	建 築 課 長		
米 子 市	建築指導室長	社団法人鳥取県建築士事務所協会	会 長
境 港 市	環境防災課長		
岩 美 町	総 務 課 長	財団法人鳥取県建築住宅検査センター	理事長
若 桜 町	総 務 課 長		
智 頭 町	建設農林課長	社団法人鳥取県設備設計事務所協会	会 長
八 頭 町	総 務 課 長		
三 朝 町	建設水道課長	社団法人鳥取県建築技能近代化協会	会 長
湯梨浜町	建設水道課長		
琴 浦 町	建 設 課 長	社団法人日本建築構造技術者協会	中国支部鳥取地区幹事
北 栄 町	産業振興課長		
日吉津村	総 務 課 長	鳥取県木造住宅推進協議会	会長
大 山 町	総 務 課 長		
南 部 町	建 設 課 長		
伯 耆 町	地域整備課長		
日 南 町	防 災 監		
日 野 町	産業振興課長		
江 府 町	総 務 課 長		
鳥 取 県	防災チーム長		
	技術企画課長		
	住宅政策課長		
	東部総合事務所生活環境局建築住宅課長		
	中部総合事務所生活環境局建築住宅課長		
	西部総合事務所生活環境局建築住宅課長		